

宇和島市議会政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市議会政治倫理条例(令和元年条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(誓約書の提出)

第2条 誓約書は、条例第 2 条第 3 項の規定により、誓約書(様式第1号)を提出するものとする。

(辞退届の提出)

第3条 辞退届は、条例第5条第2項の規定により、辞退届(様式第2号)を提出し、請負契約等を辞退するものとする。

(兼業等の報告)

第4条 条例第5条第3項の規定により、兼業報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(審査請求)

第5条 条例第7条の規定により、審査を請求しようとする者は、審査請求書(様式第4号)及び審査請求者名簿(様式第5号)を議長に提出しなければならない。

2 条例第7条の規定により審査を請求しようとする議員は、審査請求書(様式第6号)を議長に提出しなければならない。

(審査会の会長等)

第6条 宇和島市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員会において互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

(審査会委員の任期)

第7条 審査会委員の任期は、選任された日から審査案件の審査終了までとする。

(審査会の会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集、審査会の議事を整理し、秩序を保持する。

- 2 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

(会長及び委員の除斥)

第9条 会長及び委員は、従事する業務に直接の利害関係のある事件については、この審査に参加することができない。

(審査会による調査)

第10条 条例第8条第2項の規定により、審査請求者及び審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うときは、審査会の調査に係る要求書(様式第7号)により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 条例第8条第3項の規定による報告は、審査結果報告書(様式第8号)により行うものとする。

(審査会の傍聴)

第12条 審査会は、原則非公開とする。

(資産報告書等の範囲)

第13条 資産報告書等とは、次に掲げる事項を記した書面とする。

(1) 資産

ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び固定資産税の課税標準額

イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び固定資産税の課税標準額

ウ 不動産に関する権利(借地権等) 権利の種別、不動産の所在、面積及び契約期日

エ 動産(自動車、船舶、航空機、美術工芸品等。ただし、生活に通常必要な家具、什器及び衣服類を除く。) 取得価額が100万円を超える動産の種類、取得の時期及び取得価額

オ 預貯金(当座預金、普通預金及び普通貯金を除く。) 預貯金の預入金融機関名及び預貯金の総額

カ 有価証券等 公債又は社債の名称、種類及び額面金額の総額。株式の銘柄、株数及び取得の時期。その他の出資先、出資の時期及び出資総額

キ 信託に関する権利 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量及び額面金額の総額

ク 貸付金及び借入金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金及び借入金の明細、契約期日及び金額

ケ ゴルフ会員権 ゴルフ場の名称及び口数

(2) 地位及び肩書

ア 企業その他の団体のすべての地位及び肩書

イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他取決めについての条件

(3) 収入、贈与及び便宜供与

ア 給与、報酬、事業所得、配当金、利子、貸借料、謝礼金、講演料、原稿料、年金その他これらに類する収入の出所及び金額。ただし、市から支給される給与、報酬その他の給与及び1出所当たり3万円未満のものを除く。

イ 贈与及び便宜供与(交通、宿泊、飲食、娯楽等)の出所、内容及び価額又は金額。ただし、1出所当たり3万円未満の贈与及び便宜供与を除く。

(4) 税等の納付状況

ア 所得税及び事業税等国税の納付状況

イ 市県民税の納付状況

ウ 固定資産税の納付状況

エ 国民健康保険税の納付状況

オ 軽自動車税その他普通地方公共団体に関する使用料等の納付状況

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、審査等に関し必要な事項は、要綱で別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

誓 約 書

私は、宇和島市議会政治倫理条例を遵守し、宇和島市民の代表者として、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の運営のため、誠実かつ公正にその職務を行うことを誓約します。

年 月 日

宇和島市議会議長 様

宇和島市議会議員

⑩

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

宇和島市議会議長 様

法人等の所在地

法人等の名称

法人等の代表者名

㊟

辞 退 届

宇和島市議会政治倫理条例第5条第2項の規定により、市等に対する工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退することを届け出ます。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

宇和島市議会議長 様

宇和島市議会議員

印

兼業報告書

宇和島市議会政治倫理条例第5条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記

条例第5条第1項の各号のいずれかに該当する場合

団体等の名称	所在地	役職 氏名	本人と の続柄	該当 番号

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

宇和島市議会議長 様

請求代表者 住 所
氏 名
電話番号

⑩

審 査 請 求 書

宇和島市議会政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 疑義があると認められる者の氏名

2 疑義の内容

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 添付資料（疑義を証する資料）

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

宇和島市議会議長 様

請求議員 氏 名 ⑩
(議員3人以上の連署)

審 査 請 求 書

宇和島市議会政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 疑義があると認められる者の氏名

2 疑義の内容

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 添付資料（疑義を証する資料）

様式7号(第8条関係)

年 月 日

宇和島市議会議長 様

宇和島市議会政治倫理審査会

会長

㊟

審査会の調査に係る要求書

下記の審査請求について宇和島市議会政治倫理審査会を開催しますので、宇和島市議会政治倫理条例第8条第2項の規定により、(出席・資料の提出等)を求めます。

記

- 1 審査会の日時及び場所
- 2 審査請求の年月日
- 3 審査請求の事件の内容
- 4 説明を求める事項、提出を求める資料等

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

宇和島市議会議長 様

宇和島市議会政治倫理審査会

会長

㊟

審査結果報告書

年 月 日付けで付託を受けた審査請求について審査した結果を、宇和島市議会政治倫理条例第8条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 審査対象議員
- 2 審査請求の年月日
- 3 審査請求の事件の内容
- 4 審査請求の理由
- 5 審査の結果
- 6 講じるべき措置の内容